学　　則

（令和５年４月１日より施行）

学校法人　一川学園
専門学校　越生自動車大学校

学　　則

第１章　総　則

（目　的）

第１条　本校は教育基本法の精神に則り、学校教育法及び関係法令の定めにより、工業系技術者教育を通じて職業人としての有為な人材を育成する。

（名称）

第２条　本校は、専門学校 越生自動車大学校という。

（位置）

第３条　本校は、埼玉県入間郡越生町上野東１丁目３番地２　に置く。

第２章　課程及び組織、収容定員、修業年限、休業日等

（課程、組織、収容定員及び修業年限）

第４条　本校の課程及び組織ならびに修業年限は次の通りとする。

課程	分野	学　科	昼夜の別	総定員	入学定員	修業年限	始業及び終業時刻
専門課程	工業	１級自動車整備科	昼	８０	２０	４	別途定める
		１級自動車整備専攻科	昼	４０	２０	２	
		２級自動車整備科	昼	６０	３０	２	

（学年及び学期）

第５条　学年の始期は何れも４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。

学年（学期）、は次の通り区分する。

２学期制

前　期　　４月１日～９月３０日

後　期　１０月１日～翌年３月３１日

（休業日）

第６条　本校の休業日は次の通りとする。ただし、校長は特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

(1)　日曜日

(2)　国民の祝日に関する法律に規定する休日。

(3)　開校記念日　１１月１４日

(4)　春季休業日　　４月　１日～４月　７日

(5)　夏季休業日　　７月２６日～８月３１日

(6)　冬季休業日　１２月２５日～１月　７日

(7)　学年末休業日　３月２５日～３月３１日

(8)　土曜日

第３章　入学、休学、退学、卒業等

（入学資格）

第７条　本校の入学資格は次の通りとする。

１級自動車整備専攻科

高等学校又は同等と指定された専修学校高等課程卒業者及び、大学入学資格試験に合格した者、高等学校卒業程度認定試験に合格した者、その他本校においてこれと同等以上の学力があると認めた者で、２級ガソリン及び２級ジーゼル自動車整備士の資格を有する者。（全部免除者となる要件を満たす者を含む、但し入学後６ヶ月以内に合格証書の交付を受けなければならない）

１級自動車整備科、２級自動車整備科

高等学校又は同等と指定された専修学校高等課程卒業者及び、大学入学資格試験に合格した者、高等学校卒業程度認定試験に合格した者、その他本校においてこれと同等以上の学力があると認めた者。

（入学志願手続）

第８条　入学を希望する者は、本校所定の入学願書及びその他必要書類に受験料を添え、期日までに提出すること。

（入学許可申請手続）

第９条　入学のための選考試験に合格した者は、本校所定の入学手続書類を指定した期日までに、入学金及び定められた納付金を添えて提出し手続きを完了すること。

（入学許可）

第１０条　入学は、前条の入学許可候補者の手続を完了した者に対して校長が許可する。

（転入学・転学科）

第１０条　転入学･転学科を希望する者がある場合は､学習の進度が同程度であり、校長が認めた場合は、選考の上許可することができる。

2．その他選考に関する必要事項は、校長が別に定める。

（入学手続）

第１１条　入学を許可された者は保護者及び保証人連署の上、在学保証書を所定の期日までに提出すること。

2．前項に規定する保護者は、父母又は近親者で生徒を監督するのに適当な者であること。

3．第１項の保証人は独立の生計を営む成人であること。

4．保護者又は保証人が死亡又は前３項に規定する要件を満たさなくなったときは、改めて在学保証書を提出すること。

（履修方法）

第１１条２　履修方法に関し必要事項は、校長が別に定める。

（学習の評価）

第１１条３　学習の評価は、講義については出席状況、授業態度並びに学力試験により、実習については実習報告及び平素の成績により行う。

2．学力試験は、各科目毎に行う定期試験とし、校長が必要と認めるときは臨時に試験を行うことができる。

（課程修了の認定）

第１１条４　各学年の課程の修了は、出席状況と学習の評価に基づいて学年末に認定する。

2．前項による認定の方法は、校長が別に定める。

（原級留置）

第１１条５　各学年の所定の課程を修了することができなかった生徒について教育上必要があるときは、校長は原級に留め置くことがある。

（退学）

第１２条　退学を希望する者は、その理由を明示した退学願に保護者、保証人連署の上、保護者が、学校長に願い出て許可を受けること。

（長期欠席及び休学）

第１３条　病気、その他１週間以上欠席する者は、病気による者にあっては医師の診断書を、その他の場合は理由書を添えて保護者から届け出ること。病気その他やむを得ない理由で２ヶ月以上登校の見込みがなく休学を希望する者は、その事由を明記し前記に準じて保護者、保証人連署のうえ、休学願いを提出して校長の許可を得ること。

（復学）

第１４条　前項の規定により休学中の生徒が１ヶ年以内に復学を希望するときはその事由を明記し、病気による休学の場合は医師の診断書を添えて保護者及び保証人連署の上、復学願を提出し学校長の許可を得ること。

（出席停止）

第１５条　伝染病又はそのおそれがあるとき、その必要があると認めたときは、その生徒に対して学校長は出席停止を命ずることがある。

（欠席、遅刻及び早退）

第１６条　病気、その他で欠席、遅刻又は早退するときは、所定の様式により届け出ること。

（卒業）

第１７条　平素の成績、出席状況及び定期試験によって本校の全教育を履修したと校長が認めた者に対しては卒業証書を授与する。その場合学納金は完納してあること。

2．病気、その他やむを得ない理由で定期試験の受験ができなかったときは必要に応じて追試験を行うことがある。追試験は有料とする。

第１８条　１級自動車整備科、１級自動車整備専攻科、２級自動車整備科の卒業生は、国土交通省の定める養成施設の指定により、２年間は自動車整備士に関する実技試験が免除される。

2．１級自動車整備科、１級自動車整備専攻科の養成の種類は、１級小型自動車整備士とする。

3．２級自動車整備科の養成の種類は、２級ガソリン自動車整備士、２級ジーゼル自動車整備士及び２級二輪自動車整備士とする。

第１８条２　専門課程　２級自動車整備科の卒業者に対し、専門士の付与に関する規定（平成6年6月21日 文部省告示第84号）に基づき、工業専門課程の専門士の称号が与えられる。

第４章　教育課程、授業時間数及び教職員組織

（教育課程、授業時間）

第１９条　本校の教育課程及び授業時数は別表のとおりとする。

（教職員組織）

第２０条　本校に次の教職員を置く。

(1) 校長　　１名

(2) 教員

課程	専門課程
教員	８　名以上
講師	２　名以上
合計	１０　名以上

(3) 事務職員　　２名

(4) 校　　医　　１名

2．校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第５章　褒賞・懲戒

（褒賞）

第２１条　学業、人物その他が優秀であって、他の模範となる生徒に対してはこれを表彰する。

（懲戒）

第２２条　生徒の本分に反する行為があったときは、別に定める内規により懲戒を加えることがある。

2．懲戒は訓告、戒告、謹慎、停学、及び退学とする。それらの決定については、校長がこれを行う。

3．前項の退学は次のいずれかに該当する場合に行う。

(1)性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。

(2)学力又は技能がはなはだしく劣等で成業の見込みがないと認められたとき。

(3)正当な理由もなく、出席常でないとき。

(4)学校の秩序を乱し、その他生徒の本分に反したとき。

(5)不当な生徒運動に参加した者、又は扇動した者。

4．その他の懲戒については別に定める内規による。

第６章 入学金及び授業料

（納付金）

第２３条　本校の入学金及び授業料等は次の通りとする。

課程	科　　名	入学金	施設設備費(年額)	授業料(年額)	実習費（年額)
専門課程	１級自動車整備科	300,000	250,000	588,000	174,000
	１級自動車整備専攻科	300,000	250,000	468,000	318,000
	２級自動車整備科	300,000	250,000	468,000	270,000

2. 入学検定料は、20,000 円とする。
3. 校長が必要であると認めた場合、納付金は別途に定めるとおり減免することができる。
4. 授業料、実習費等恒常的な納付金は、１年間を３期に分けて３月、８月、１２月に、納入するものとする。
5. 在籍中の生徒の授業料は、出席の有無にかかわらず所定の期日までに所定の方法で納入すること。
6. 既納の生徒納付金は返還しない。
   ただし、休学期間中は、授業料を免除する。また、退学者については、退学以後の前払い授業料は返金する。
7. 正当な理由なく納付金を３ヶ月以上滞納した生徒に対しては、出席停止又は除籍することがある。

第７章　補則

（身上事項の異動の届け出）

第２４条　生徒、保護者及び保証人の住所、氏名等身上事項について異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

付　則

1. この学則は、昭和３７年９月２０日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な細則は、設置者及び校長が別に定める。
3. この学則は、昭和５８年４月１日から改正施行する。
4. この学則は、昭和６２年４月１日から改正施行する。
5. この学則は、昭和６３年４月１日から改正施行する。
6. この学則は、平成元年４月１日から改正施行する。
7. この学則は、平成２年４月１日から改正施行する。
8. この学則は、平成３年４月１日から改正施行する。
9. この学則は、平成５年４月１日から改正施行する。
10. この学則は、平成６年４月１日から改正施行する。
11. この学則は、平成８年４月１日から改正施行する。
12. この学則は、平成８年４月１日から改正施行する。

（高等課程　機械科　平成７年度生に係る履修科目及び時間数の変更）

13. この学則は、平成９年４月１日から改正施行する。

第２３条の規定にかかわらず、平成９年３月３１日以前に入学した者については、なお従前の例による。

14. この学則は、平成１０年４月１日から改正施行する。

15. この学則は、平成１２年４月１日から改正施行する。

ただし、平成１２年３月３１日以前に入学した者については、なお従前の例による。

16. この学則は、平成１３年４月１日から改正施行する。

ただし、平成１３年３月３１日以前に入学した者については、なお従前の例による。

17. この学則は、平成１３年４月１日から改正施行する。

ただし、平成１３年３月３１日以前に入学した者については、なお従前の例による。

第１８条及び第１８条２第２項については平成１３年３月１６日から改正施行する。

18. この学則は、平成１５年４月１日から改正施行する。

ただし、平成１５年３月３１日以前に入学した者については、なお従前の例による

19. この学則は、平成１８年４月１日から改正施行する。

ただし、平成１８年３月３１日以前に入学した者については、なお従前の例による。

20. 高等課程廃止については平成１８年１０月１日から改正施行する。

又、専門課程・自動車整備科の名称変更（自動車整備科→二級自動車整備科）については平成１９年４月１日から改正施行する。ただし、平成１９年３月３１日以前に入学した者については、なお従前の例による。

21. この学則は、平成２０年４月１日から改正施行する。

ただし、平成２０年３月３１日以前に入学した者については、なお従前の例による。

22. この学則は、平成２１年４月１日から改正施行する。

ただし、平成２１年３月３１日以前に入学した者については、なお従前の例による。

23. この学則は、平成２２年４月１日から改正施行する。

ただし、平成２２年３月３１日以前に入学した者については、なお従前の例による。

校名変更については、平成２２年３月卒業生より適用する。（平成２２年３月卒業生は『専門学校 越生自動車大学校』卒業となる。）

24. この学則は、平成２４年４月１日から改正施行する。

25. この学則は、平成２４年１０月２６日から改正施行する。第１９条（教育課程・授業時間）に定める別表「自動車整備科」については平成２１年度入学生から適

用する。

26. この学則は、平成２５年４月１日から改正施行する。

27. この学則は、平成２８年４月１日から改正施行する。
ただし、平成２８年３月３１日以前に入学した者については、なお従前の例による。（第２３条 入学金及び授業料）

28. この学則は、平成２８年４月１日から改正施行する。
（第４条 課程、組織、収容定員及び修業年限）

29. この学則は、平成２９年４月１日から改正施行する。

30. この学則は、令和３年４月１日から改正施行する。
ただし、令和３年３月３１日以前に入学した者については、なお従前の例による。

31. この学則は、令和４年４月１日から改正施行する。
ただし、令和４年３月３１日以前に入学した者については、なお従前の例による。なお、第１８条２については、文部科学省の公示による認定日以降の卒業生から適用とする。

32. この学則は、令和５年４月１日から改正施行する。
ただし、令和５年３月３１日以前に入学した者については、なお従前の例による。